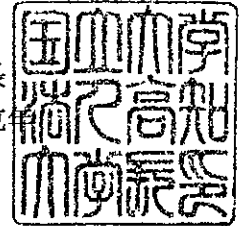


平成 31 年 4 月 26 日

高知大学教職員組合
中央執行委員長 峯 一朗 殿

国立大学法人高知大学長
櫻井 克



即位日等休日法による非常勤職員の賃金減収を回避する措置について（回答）

「天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律（平成 30 年法律第 99 号。以下「即位日等休日法」という。）」に基づく休日（本年 5 月 1 日及び 10 月 22 日）は、「国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号。以下「祝日法」という。）」に基づく休日であり、さらに本年 4 月 30 日及び 5 月 2 日も祝日法の適用を受けた休日となります。

貴職からご要望がございました件について、検討いたしました。祝日法に規定する休日は、本学の就業規則において休日と規定しており、雇用契約書にも明記していることから、「賃金に減収を生じることがないよう、特別休暇の付与、特別手当の支給」などの措置は、講じないことといたしました。

なお、中国・四国地区の国立大学法人（9 大学）及び高知県公立大学法人に照会したところ、現在のところ、いずれの法人においても即位日等休日法による賃金減収への対応を実施する予定はないとのことでした。